

日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程

社団法人 日本医学放射線学会

日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程

(平成 22 年 6 月 5 日改訂)

目的：放射線科専門医(以下「専門医」と略す。)の生涯教育を推進し、放射線診療における専門性を向上させるため、専門医資格更新単位取得制度を実施する。

単位の取得：専門医は5年間に60単位以上の履修をしなければならない。

単位取得の申請：

(1) 申請に当たっては、過去5年間の実績を次にあげる申請書類にまとめ、審査料払込み後本学会事務局に提出するものとする。

申請時提出するもの

- ・ 学術集会単位認定申請書 (参加・受講証を添えること)
- ・ 論文単位認定申請書
- ・ 審査料 (別に定める)

(2) 申請は、専門医認定または更新認定後5年経過したものから毎年受け付ける。

(3) 65歳以上の専門医で更新を希望しない場合、申し出により名誉専門医となることができる。但し、それ以後は専門医を標榜できない。

単位取得の評価：提出された申請書に基づき、専門医制度委員会(以下「委員会」と略す)の審査を経て理事会が承認する。

単位：

(1) 日本医学放射線学会および日本医師会・関連学会が主催する学術集会、また委員会が生涯教育に適すると認めた学術集会に参加した場合に単位を与える。但し、更新単位60単位のうち、40単位は下記の学会・セミナーへの参加による単位であることとする。

学会・研究会	単位
日本医学放射線学会 総会	15
日本医学放射線学会 秋季臨床大会	15
日本医学放射線学会 地方会	5
日本放射線科専門医会・医会 ミッドウィンターセミナー	10
日本放射線科専門医会・医会 ミッドサマーセミナー	10

(2) 学術論文の発表にも単位が与えられる。査読制度のある学術雑誌に掲載された論文については、第1著者10単位、第2著者以降2単位とする。査読制度がない学術雑誌に掲載された論文については、第1著者5単位、第2著者以降1単位を与える。但し、論文による単位は上限を1年間10単位、5年間で20単位までとする。

更新の猶予：専門医資格更新の手続きに関しては、特別な理由がある場合に限り2年間猶予できる。但し、その理由を委員会に申告しなければならない。

専門医資格の留保：規定の単位取得を満たすことができなかった専門医に対しては、その旨学会より通告して注意を喚起する。

この通告が無視された場合は、日本医学放射線学会放射線科専門医制度規程(第6回改訂 平成18年4月7日から施行)の第13条の(6)より専門医の資格が取り消されることがある。